投資信託説明書
(交付目論見書)

使用開始日
2026年9月1日

Asset Management One

One　MRF
(マネー・リザーブ・ファンド)

追加型投信／国内／債券／MRF

商品分類				属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	債券	MRF	債券　一般	日々	日本

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(https://www.imaj.or.jp/)でご覧いただけます。

当ファンドは、2026年9月1日付でファンド名称を「新光MRF(マネー・リザーブ・ファンド)」から「One　MRF(マネー・リザーブ・ファンド)」に変更しました。

この目論見書により行う「One　MRF(マネー・リザーブ・ファンド)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年8月31日に関東財務局長に提出しており、2026年9月1日にその効力が生じております。

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2026年6月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:25兆732億円
(2026年6月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】
0120-104-694
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】
https://www.am-one.co.jp/

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信用度が高く、残存期間の短い国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

ファンドの特色

1 国内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

●投資対象は、わが国の国債証券・政府保証付債券・適格有価証券・適格金融商品などとします。

適格有価証券		投資することができる有価証券のうち、わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、1社以上の信用格付業者等※から第三位（A格相当）以上の長期信用格付けまたは第二位（A−2格相当）以上の短期信用格付けを受けているもの、もしくは信用格付業者等からの信用格付けのない場合には委託会社が当該信用格付けと同等の信用度を有すると判断したもの
	第一種適格有価証券	適格有価証券のうち、2社以上の信用格付業者等から第二位（AA格相当）以上の長期信用格付けまたは最上位（A−1格相当）の短期信用格付けを受けているもの、もしくは信用格付業者等からの信用格付けのない場合には委託会社が当該信用格付けと同等の信用度を有すると判断したもの
	第二種適格有価証券	適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のもの
適格金融商品		指定金銭信託を除き、投資することができる金融商品（取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものを除きます。）のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品

※金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者および金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいいます。

●外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとします。

●私募により発行された有価証券（短期社債などを除きます。）および取得時において償還金などが不確定な仕組債など※への投資は行わないものとします。

※償還金額が指数などに連動するもの、償還金額または金利が為替に連動するもの、金利が長期金利に連動するもの、金利変動に対して逆相関するもの、レバレッジのかかっているものなどをいいます。

2 原則として、販売会社の営業日に購入・換金が可能です。

●購入のお申し込みは1円以上1円単位です。購入時手数料はありません。

●換金のお申し込みは販売会社が定める単位です。換金時手数料はありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

3 毎日決算を行い、原則として、投資信託財産から生じる利益の全額を分配します。

●日々の運用収益などから諸費用などを差し引いた額（純資産総額の元本超過額）を分配します。
●収益分配金は、1ヵ月分（前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分）をまとめ、税金を差し引いた後、毎月の最終営業日に自動的に再投資されます。
●値動きのある公社債などに投資しますので、収益分配金は運用実績により変動します。あらかじめ一定の成果をお約束するものではありません。

主な投資制限

①わが国の国債証券および政府保証付債券以外の有価証券で、適格有価証券に該当しないものへの投資は行いません。
②指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品に該当しないものへの投資は行いません。
③投資信託財産に組み入れられた有価証券および金融商品（以下「有価証券等」といいます。）の平均残存期間（一有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額を、計算日における有価証券等の組入額の合計額で除して求めた期間をいいます。）は90日を超えないもの※とします。
※2016年12月1日以降、加重平均満期方式による平均残存期間（一般社団法人資産運用業協会規則に規定する方法をいい、変動利付債の残存期間は受渡日から次回金利適用日の前日までの日数とし、以後次回金利適用日まで日々日数を減じた期間として算出します。）は60日を超えないものとします。
④有価証券等については、当該取引の受渡日から償還日または満期日までの期間が1年を超えないように投資します。
⑤公社債の借り入れの取引期間については、1年を超えないものとします。
⑥有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。
⑦第一種適格有価証券、または適格金融商品のうち第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等（同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金などを含みます。以下⑧および⑨において同じ。）への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑧第二種適格有価証券および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の1%以下とします。
⑨適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記⑦および⑧の規定を適用しません。
同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記⑦または⑧の適用を受ける有価証券等への投資割合は、これらの合計額が投資信託財産の純資産総額の25%以下とします。
⑩公社債については、時価が入手できないものは組入れないものとします。
⑪外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限るものとし、投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。
公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

信　用リスク

公社債などの格付けの引き下げ等は、基準価額の下落要因となります。
公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。
有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。
なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

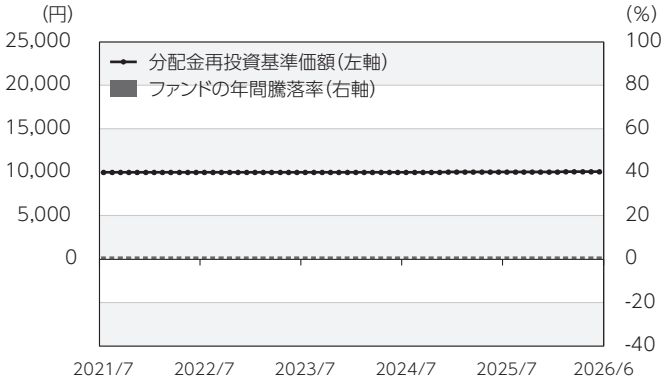

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

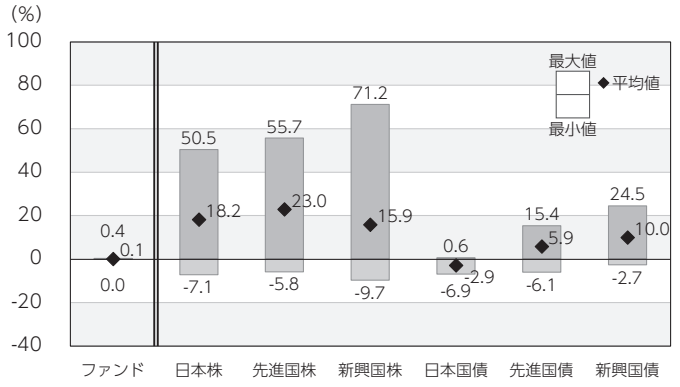

2021年7月～2026年6月

＊ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。なお、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額を10,000として指数化しています。

＊ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＊上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

＊すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日　本　株	東証株価指数（TOPIX） （配当込み）	「東証株価指数（TOPIX）」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス （配当込み、円ベース）	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新 興 国 株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス （配当込み、円ベース）	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日 本 国 債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス （除く日本、円ベース）	「FTSE世界国債インデックス（除く日本）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新 興 国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバーシファイド（円ベース）	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

（注）海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績

データの基準日:2026年6月30日

7日間平均年換算利回り・純資産の推移 《2016年6月30日～2026年6月30日》

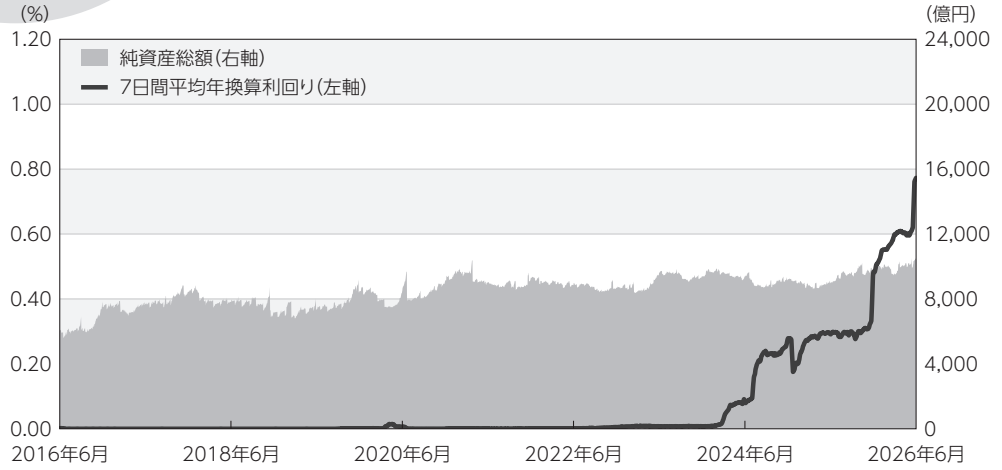

※7日間平均年換算利回りは、7日間の分配金(税引前)の平均利回りを年率換算したものです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類		比率(%)
その他有価証券		44.34
	内　日本	44.34
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		55.66
合計(純資産総額)		100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	NTTファイナンス　CP　20260727	その他有価証券	日本	－	2026/7/27	2.87
2	三菱UFJモルガン・スタンレー証券　CP　20260803	その他有価証券	日本	－	2026/8/3	2.87
3	日本証券金融　CP　20260813	その他有価証券	日本	－	2026/8/13	2.29
4	東急　CP　20260731	その他有価証券	日本	－	2026/7/31	2.01
5	NTT・TCリース　CP　20260721	その他有価証券	日本	－	2026/7/21	1.62
6	三菱UFJニコス　CP　20260717	その他有価証券	日本	－	2026/7/17	1.53
7	INPEX　CP　20260721	その他有価証券	日本	－	2026/7/21	1.53
8	いすゞ自動車　CP　20260731	その他有価証券	日本	－	2026/7/31	1.53
9	SMBC日興証券　CP　20260817	その他有価証券	日本	－	2026/8/17	1.53
10	三菱HCキャピタル　CP　20260728	その他有価証券	日本	－	2026/7/28	1.43

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

<table>
<tr><td>購入単位</td><td>1円以上1円単位（当初元本1口=1円）</td></tr>
<tr><td>購入価額</td><td>購入日の前日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。）
購入日は、販売会社が購入代金の受領を確認した時刻により異なります。
<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">販売会社が購入代金の受領を確認(注1)した時刻</td></tr>
<tr><td>申込締切時間(注2)以前</td><td>申込締切時間(注2)過ぎ</td></tr>
<tr><td>購入日</td><td>購入申込受付日(注3)</td><td>購入申込受付日の翌営業日(注4)</td></tr>
</table>
（注1）「購入代金の受領を確認」とは、販売会社で入金が確認され、かつ、入金に基づく所定の事務手続きが完了したものをいいます。
（注2）「申込締切時間」は、購入申込受付日の午後3時30分以前で販売会社が定める時刻となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
（注3）購入申込日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときには申込みに応じないものとします。
（注4）購入申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは、購入申込日の翌営業日以降、最初に購入にかかる基準価額が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が購入日となります。</td></tr>
<tr><td>購入代金</td><td>販売会社が定める期日までにお支払いください。</td></tr>
<tr><td>購入の取扱い</td><td>原則として、個人投資者の購入申込みに限定します。</td></tr>
<tr><td>換金単位</td><td>販売会社が定める単位</td></tr>
<tr><td>換金価額</td><td>換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額</td></tr>
<tr><td>換金代金</td><td>原則として換金申込受付日の翌営業日からお支払いします。
※換金代金は、原則として元本部分のみとし、換金申込受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金は含まれません。ただし、販売会社と「One　MRF（マネー・リザーブ・ファンド）自動継続投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ投資者がその契約を解除する場合には、換金代金は再投資前の収益分配金（税引後）が含まれた金額となります。
※販売会社によっては、投資者からの換金のお申込みを午後零時（正午）以前に受付けた場合で、当該投資者が換金代金の支払いを当該換金申込受付日に受けることを希望する場合には、当該販売会社は当該換金代金を当該受付日に当該投資者に支払います。その場合の換金価額は、換金申込受付日の前日の基準価額とします。</td></tr>
<tr><td>即日引き出し（キャッシング）</td><td>販売会社によっては、午後零時（正午）を過ぎての換金のお申込みで投資者が換金代金の支払いを換金申込受付日に受取ることを希望する場合には、当該換金代金を当該換金申込受付日に投資者に支払うことができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>申込締切時間</td><td>販売会社が定める時間</td></tr>
<tr><td>購入の申込期間</td><td>2026年9月1日から2027年2月26日まで
※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。</td></tr>
<tr><td>換金制限</td><td>信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。</td></tr>
<tr><td>購入・換金申込受付の中止および取消し</td><td>金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。</td></tr>
<tr><td>信託期間</td><td>無期限（1998年6月1日設定）</td></tr>
<tr><td>繰上償還</td><td>次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）することがあります。
•受益権の総口数が30億口を下回った場合
•信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
•やむを得ない事情が発生した場合</td></tr>
<tr><td>決算日</td><td>毎日</td></tr>
<tr><td>収益分配</td><td>毎日、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
※収益分配金は、毎月の最終営業日に1ヵ月分をまとめて、収益分配金に対する税金を差し引いた後で自動的に再投資されます。</td></tr>
<tr><td>信託金の限度額</td><td>3兆円</td></tr>
<tr><td>公告</td><td>原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（https://www.am-one.co.jp/）に掲載します。</td></tr>
<tr><td>運用報告書</td><td>投資信託及び投資法人に関する法律に基づき運用報告書の作成・交付は行いません。
なお、当ファンドの運用の内容については、委託会社のホームページ等でご確認いただけます。</td></tr>
<tr><td>課税関係</td><td>課税上は公社債投資信託として取り扱われます。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>購入の際には、販売会社と別に定める契約を締結する必要があります。</td></tr>
</table>

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの日々の信託元本の額に対して**年1.0373%以内の率**で次に掲げる率 信託報酬＝運用期間中の1口当たり信託元本×信託報酬率 ※運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、毎月の最終営業日または信託終了のときファンドから支払われます。 ①各週の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の10.3787を乗じて得た率から10,000分の0.057を控除して得た率以内の率とします。ただし、当該率が年率0.2070%以下の場合には、年率0.2070%以内とします。 ②上記①の規定にかかわらず、当該信託の日々の基準価額算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レート（以下「コール・レート」といいます。）が0.4140%未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.5を乗じて得た率以内とします。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 •組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 •信託事務の処理に要する諸費用 •外国での資産の保管等に要する費用 •監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用　　等 監査費用は毎日計上され、毎月の最終営業日または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

運用管理費用（信託報酬）の配分（信託報酬率が年率0.2070%の場合）

支払先	内訳	主な役務
委託会社	年率0.0373%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.1530%	購入後の情報提供、各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.0167%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、当該配分に対する消費税等に相当する金額を含みます。

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の税率です。（非課税制度等をご利用の場合は、異なる場合があります。）

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	利子所得として課税 分配金に対して20.315%
償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※上記は2026年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。